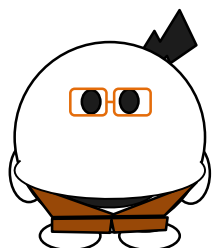


トピックス

規律違反の根絶に向けた防衛大臣指示が出ているよ！



防衛大臣指示第2号（平成29年10月27日）が発出され、規律違反の根絶に向けた対策として、各種施策の実施が指示されたよ。

各種施策

1 懲戒権の委任範囲の限定

上級組織の指揮監督者に限定

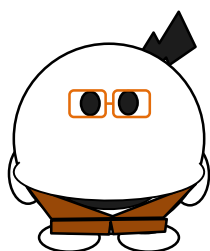
2 懲戒処分の基準の見直し

懲戒処分の厳罰化等

3 懲戒処分の事前報告

全ての案件について防衛大臣に報告

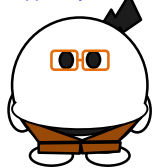
4 懲戒処分の業務処理の迅速化



各法令等を理解し、実施する必要があるよ。
特に、**懲戒処分の基準の見直し**においては、**「注意」**等を表示しなかったり、**個人情報**の管理が適切でなかった場合等においても、**懲戒処分の明確化**が図られるから、**しっかり確認しよう！**

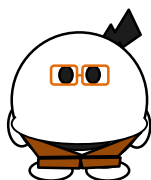
トピックス

兼業違反となる会員登録があります！



某連鎖販売取引を主業務とする私企業への会員登録についてお知らせするよ。

- ① この私企業は、**身近な人に製品を販売したり、勧誘しながら、ネットワークを拡大する業務形態**なんだ。
- ② 会員登録すると会員価格で買える等、**言葉巧みに勧誘するよ。**
- ③ **身近な人**（親しい友人、同僚等）からの勧誘を鵜呑みにして、説明・注意事項（「国家公務員は登録できません。」と記載されているものもある。）を**確認することなく会員登録してしまう人が危ないよ！**

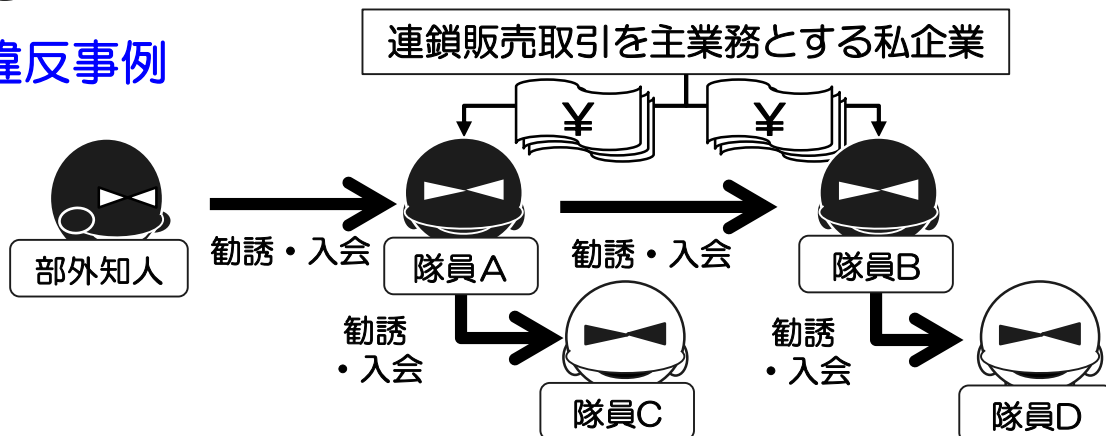


どんな違反になるんですか？



私企業からの隔離（兼業）だよ！

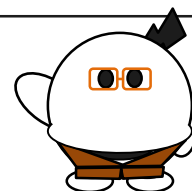
違反事例



- 1 隊員Aは、部外知人の勧誘により、連鎖販売取引を主業務とする私企業に出資して同業者と業務委託契約を締結して個人事業主となり、同僚隊員を勧誘して入会させ、当該私企業より、約45万円の報酬を受け取った。【**停職**】
- 2 隊員Bは、隊員Aの勧誘により、同個人事業主となり、同僚隊員を勧誘して入会させ、当該私企業より、約24万円の報酬を受け取った。【**停職**】
- 3 隊員C及びDは、それぞれ隊員A及びBの勧誘により、同個人事業主となり、同僚隊員を勧誘した。【**戒告**】

この事例においては、以下の事項が問題だよ。

- 私企業との業務委託契約を締結（個人事業主）
- 私企業からの報酬の受け取り。



※ 会員登録した時点で個人事業主になってしまうため、懲戒処分等の対象となります。